

大阪市告示第1133号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により淀屋橋駅西地区市街地再開発組合に係る事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項により、次のとおり公告する。

令和7年8月18日

大阪市長 横山英幸

1 施行者の名称

淀屋橋駅西地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

(1) 変更前

令和2年7月17日から令和8年9月30日まで

(2) 変更後

令和2年7月17日から令和9年3月31日まで

3 施行地区

大阪市中央区北浜三丁目及び北浜四丁目 地内

4 事務所の所在地

大阪市中央区北浜四丁目7番28号 住友ビルディング第2号館7階

5 設立認可の年月日

令和2年7月17日

6 変更認可の年月日

令和7年8月18日

（都市整備局市街地整備部住環境整備課）